

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700973号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800003号

## 第1 結論

請求期間②のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月から昭和52年8月まで  
② 昭和59年1月から昭和61年3月まで

私は、昭和50年3月に大学を卒業し、同年4月から社会人となったことをきっかけにA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を3か月ごとに金融機関で納付していた。

その後、昭和52年9月に結婚し、海外に居住していた期間があったが、帰国直後の昭和59年1月にA市役所で国民年金の再加入手続を行い、請求期間②の保険料を金融機関で納付し、同年3月にB市C区へ転居してからも、引き続き3か月ごとに保険料を金融機関で納付していた。

請求期間①は国民年金保険料が未納、請求期間②は国民年金に加入していない期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、初めて被保険者となった日として「昭和52年12月27日」と記載された年金手帳(以下「甲」という。)及び「昭和50年4月1日」と記載された年金手帳(以下「乙」という。)の2冊の年金手帳を所持し、両手帳には同一の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載されている。

また、請求者は昭和52年9月に婚姻しているところ、甲には、請求者が昭和52年9月から昭和54年2月まで居住していたとする婚姻時の住所のほか、請求者が昭和52年12月27日に国民年金の任意加入被保険者となったことが記載されていることから、甲は同年12月頃に交付されたと推認できる。

さらに、乙には、婚姻前の姓は記載されておらず、帰国後の昭和 59 年 1 月から同年 3 月頃までの間に居住していたとする実家の住所及び変更後の住所として請求者が同年 3 月頃に転居したとする B 市 C 区の住所が記載されている上、昭和 59 年 1 月 30 日に再度任意加入被保険者となったことが記載されていることから、乙は同年 1 月頃に交付されたと推認できる。

- 2 請求期間②のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間について、請求者は、帰国直後の昭和 59 年 1 月に A 市役所で国民年金の再加入手続を行い、同年 3 月頃に B 市 C 区へ転居したと陳述しているところ、乙により、請求者は、A 市において昭和 59 年 1 月 30 日に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認できる。

また、請求者に係る社会保険オンラインシステムの記録によると、上記被保険者記録は、その後 B 市 C 区を管轄する D 社会保険事務所（当時）において約 3 年を経過した昭和 62 年 1 月 22 日に取消されていることから、請求期間②当時、請求者は、国民年金の任意加入被保険者であったことが認められる。

さらに、請求期間②は適用除外期間ではなく、任意加入することができる期間であるところ、日本年金機構 E 事務センターは、請求期間②に係る任意加入被保険者記録が取消処理された理由は不明であると回答している。

加えて、請求期間②当時、A 市では納付書により 3 か月ごとに国民年金保険料を収納していたことが同市の広報誌「A」により確認できるほか、請求者が保険料を納付したとする金融機関は既に開設されていたことが認められる。

なお、請求者は、婚姻後の昭和 52 年 12 月 27 日にも国民年金に任意加入し、昭和 54 年 2 月に出国するまでの期間の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②のうち、A 市に居住していたとする昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 3 一方、請求期間②のうち昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間について、請求者に係る社会保険オンラインシステムの記録によると、住所変更年月日を昭和 61 年 4 月 1 日として、国民年金被保険者記録の住所が A 市から B 市 C 区へ変更されていることが確認できる上、請求者に係る C 区の国民年金被保険者名簿には、請求者が昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者に該当したことについての届出が昭和 61 年 5 月 31 日に行われている旨の記載があることから、C 区において、請求者は、同年 5 月頃に初めて国民年金の手続を行ったと推認できる。

よって、請求者が B 市 C 区へ転居したとする昭和 59 年 3 月から C 区において国民年金の被保険者として管理されることとなった昭和 61 年 5 月頃までの間は、C 区において国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、B 市が保管する「B 市の国民年金事務」によると、当時、B 市においては、国民年金協力員による 2 か月ごとの集金により国民年金保険料を徴収していたことが確認できるほか、「B 市国民年金協力員事務取扱要領」によると、集金によらない自主納付については、本人の申出があった場合のみ認める旨の記載があるところ、請求者は、C 区においても 3 か月ごとに

金融機関で保険料を納付していたが、納付書発行の申出を行った記憶はないと陳述している。

- 4 請求期間①について、前記1のとおり、請求者が任意加入被保険者として昭和52年12月27日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことにより、請求者に対して国民年金番号が払い出され、甲が交付されていることが推認できることから、当該時点で請求期間①は国民年金の未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であった。

なお、その後、時期については不明であるが、請求期間①は国民年金の強制加入被保険者期間として記録が整備され、乙にその記録が記載されている。

さらに、請求者は甲及び乙のほかに年金手帳を所持していたことはないと陳述していること、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、甲及び乙に記載された国民年金番号のほかに、請求者に係る国民年金番号は見当たらないことから、婚姻前の請求期間①当時に、請求者に対して別の国民年金番号が払い出されていたとは考え難い。

- 5 そのほか、請求者が請求期間①及び請求期間②のうち昭和59年4月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間②のうち昭和59年4月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。